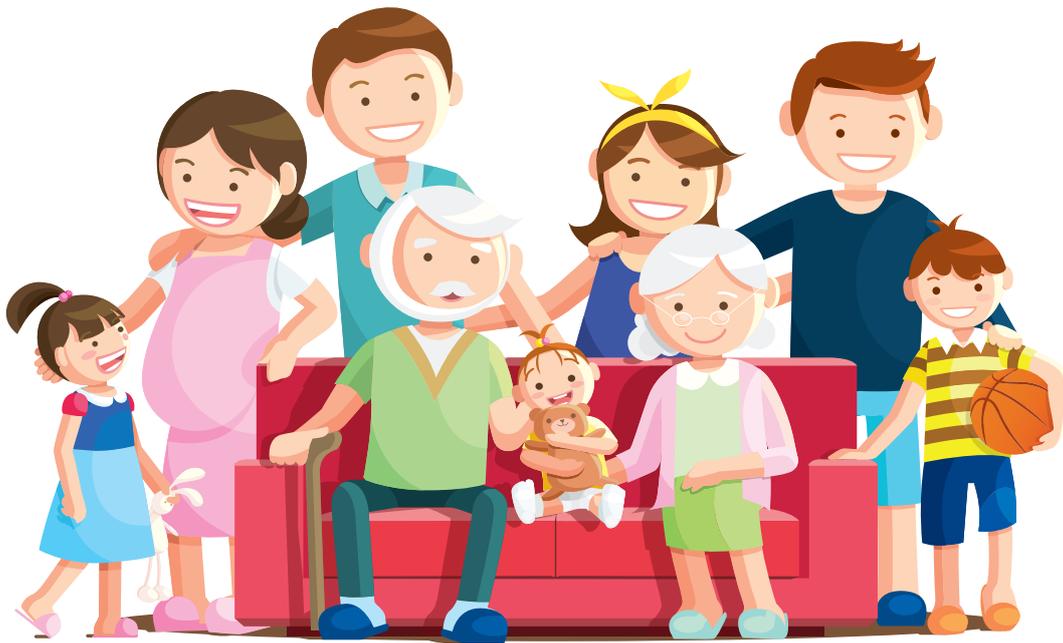


相談  
無料

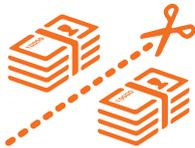
相続について考え始めた方へ

さまざまな**相続問題**を

スピーディーに  
一括解決いたします！



更なるサービス向上の為、私たち相続専門チームが結成されました。  
対策・手続きからアフターフォローまでお気軽にご相談ください。



遺産分割



不動産



相続税申告



税金対策



事業継承



遺言



登記



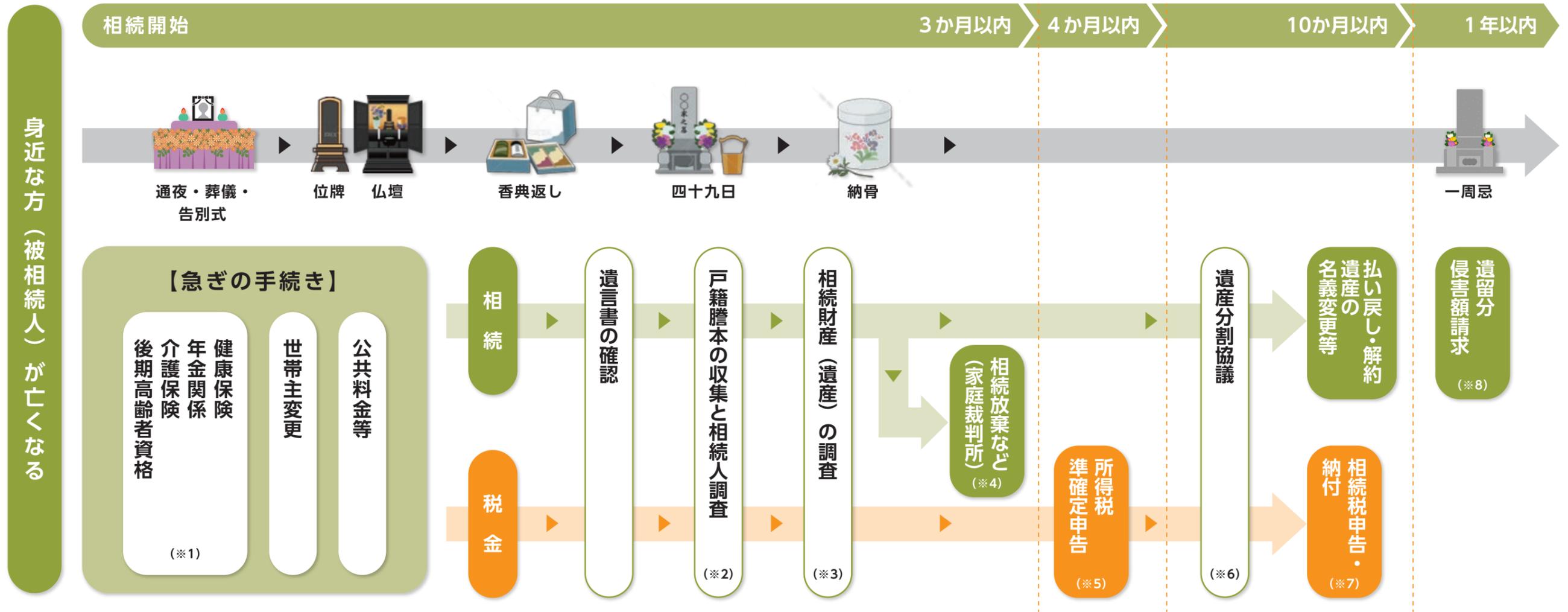
保険

株式会社川崎葬儀社

詳しい内容は  
中面を  
ご覧ください。



# 身近な方が亡くなられた場合の一般的な流れ



川崎葬儀社相続チームで各手続き等をお手伝いさせていただきます

## 各手続きのご説明

### (※1) 住民票抹消・世帯主変更・介護保険・後期高齢者資格喪失

区役所等で行う手続きです。  
区民課・介護保険課・高齢者福祉課までご相談ください。

### (※1) 健康保険資格・年金の受給停止

国民年金や国民健康保険は区役所等で、厚生年金やその他の健康保険は、年金事務所または各健康保険組合で手続きをします。

### (※2) 相続人調査

亡くなられた方の、出生から死亡等までのすべての戸籍謄本を本籍地の市役所等から集め、相続人を確定させる必要があります。まずお近くの区役所等または本籍地の市役所等までご相談ください。

### (※3) 相続財産(遺産)の調査

金融資産や不動産など、遺産について調査します。  
亡くなった方の預金通帳や登記簿謄本などの資料を集めます。  
遺産には借金などの負債も含まれます。

### (※4) 相続放棄など(家庭裁判所)

負債を含む全ての遺産を相続する単純承認ではなく、すべての遺産を放棄する相続放棄や、遺産がプラスの範囲で相続する限定承認をする場合は、家庭裁判所に申述する必要があります。(3か月以内)

### (※5) 所得稅 確定申告(稅務署)

亡くなられた方の代わりに、生前の所得について所得稅の準確定申告を行います。  
年金以外の別収入や、不動産賃貸を営まれていた場合に特に注意が必要です。(4か月以内)

### (※6) 遺産分割協議

有効な遺言が存在しない場合は、原則として相続人全員で遺産の分け方を決めます。

### (※7) 相続稅申告・納付

亡くなった方の遺産が相続稅の非課稅枠を超えている場合、相続稅を申告し、納付する必要があります。(10か月以内)

### (※8) 遺留分侵害額請求

法律で定められている最低限相続できる権利(遺留分)より少ない相続分となった場合、他の相続人に遺留分との差額分を請求できます。(1年以内)

# あなたの大切な方の未来のために

弊社は川崎市で70年間葬儀社を営んできました。

その中で、大事な人が亡くなられ相続が生じ、何をしたいのかわからず、更なるご心労を負っているご家族さまを何人も見てきました。

お客様の心に寄り添う葬儀を行いたい、これが弊社のポリシーです。そのために、できる限りお客様の悩みを取り除いて差し上げたいという思いで、相続に精通した専門家チームを作りました。

もし各専門家に依頼をすることになったとしても、相続専門チームと弊社との間で金銭の授受は一切発生しません。また、もし相性が合わない等ございましたら、遠慮なく交代して頂いて構いません。

弊社も相続専門チームのメンバーも、お客様のご負担を少しでも軽くするために全力でサポート致しますので、どうぞ遠慮なくご相談ください。



川崎葬儀社 代表取締役 齋藤 隆

## 川崎葬儀社の相続専門チーム 5つの安心ポイント

- 安心①** まずは**無料で相談**できます。
- 安心②** 川崎葬儀社、または**ご自宅**(中原区内)でも相談可能です。
- 安心③** **事前に見積もり**するので安心です。
- 安心④** チームに相談できるから「この件はどこに相談すればいいの?」という**悩みは無用**です。
- 安心⑤** チームで情報を共有し、問題解決にあたるので、**質の高いサービス**を受けられます。



## この相続専門チームにお任せください！各専門家が起こりうる問題をスピーディーに解決いたします！

### 弁護士



LM総合法律事務所  
弁護士 山本 悟

#### 相続に関する様々な問題をご相談ください。

【プロフィール】1980年神奈川県横浜市生まれ。今まで幅広い法律問題を扱ってきましたが、特に相続に関しては、手続上の問題や遺言無効等の訴訟案件等、色々と扱ってきました。大学院で税法の勉強をしたので、他の弁護士よりも税理士との連携は出来ると思います。大学を中退し、テニスコーチをしていた変り種の弁護士です。弁護士は敷居が高いと言われますが、弁護士らしくない「自称日本一敷居の低い」弁護士ですので、是非お気軽に何でも聞いてください。

【趣味】 テニス、ダイビング、ゴルフ、猫

#### お役に立てる事例

- 遺言作成**  
自分の財産を誰に残すか自由に決めたい。
- 相続対策**  
自分の相続で揉めないようにしたい。税金がかからないようにしたい。
- 事業承継**  
自分の会社をどうやって次世代に引き継ぐか。
- 相続放棄**  
亡くなった人に大きな借金があった。
- 財産管理**  
自分で財産を管理するのが不安だ。
- 遺産分割**  
親族が亡くなったが、何をどうすればいいのかわからない。相続人間で話し合いができない。話がまとまらない。揉めているケースも揉めてないケースも対応できます。
- 遺留分**  
遺言によって自分だけ何も相続できなくなった。
- 後見申立**  
親族が認知症になってお金を使い込まれている。自分が認知症になったときに不安だ。

#### 料金一例

- ◆遺言◆  
◎遺言作成…10万円(税別)～  
◎遺言の執行・執行の代理…20万円(税別)～  
(遺産総額の3%(税別)を基準とします。)
- ◆相続対策・事業承継◆  
20万円(税別)～  
※ケースと規模により異なります。

### 税理士



税理士法人NCP  
代表社員 税理士 越阪部 洋之

#### 相続税のことならお任せください。

【プロフィール】1985年東京都世田谷区生まれ。平成22年より外資系の現EY税理士法人にて勤務、平成24年に相続専門税理士法人・税理士法人レガシィにて約8年間相続税に特化する。その後、OAG税理士法人を経て、平成31年にNCP越阪部税理士事務所として独立。令和2年に税理士法人NCPの代表社員となる。相続専門として10年以上、相続税申告件数800件以上の経験とノウハウを活かして、お客様とのコミュニケーションを大切に、迅速・丁寧にお客様のお手伝いを致します。

【趣味】 野球観戦

#### お役に立てる事例

- 相続税の申告手続き**  
申告書の作成から税務署への提出まで全て行います。(相続税額が発生しなくても、申告が必要となる場合があります)
- 相続税の試算**  
万が一の時に、どれぐらいの相続税が発生するのかを計算します。
- 相続税の還付業務**  
相続税の見直しにより税金が戻る可能性があります。
- 遺言書の作成**  
遺言書の作成のお手伝いも致します。
- 相続税の対策**  
提携の弁護士・司法書士・保険会社の知恵を集結し最善の対策案をご提供します。  
①保険活用 ②生前贈与や家族信託 ③不動産活用 など

#### 料金一例

- ◆相続税の申告手数料の目安◆  
300,000円～

### 司法書士



NTS総合司法書士法人  
代表司法書士 小机 航

#### 相続手続き全般を担当させていただきます。

【プロフィール】1976年東京都稲城市生まれ。稲城市で育ち40年、地元をのりを生かして、平成27年4月に稲城市で独立開業いたしました。その後、業務拡大に伴い事務所を法人化し、現在は丸の内と札幌の2か所に事務所を置いております。司法書士としては、レスポンスの良さと分かり易さを売りにしております。お気軽にご相談いただく環境づくりを常に心がけております。

【趣味】 温泉、ゴルフ

#### お役に立てる事例

- 不動産の相続登記
  - 遺産分割協議書の作成
  - 預金や有価証券の相続手続き
- などといった相続手続き全般についてお役に立てると思います。また、遺言書の作成といった相続の事前準備のお手伝いもできます。

#### 料金一例

- ◆相続登記◆  
◎不動産の評価額が3,000万円まで…45,000円(税別)  
◎不動産の評価額が5,000万円まで…55,000円(税別)  
◎不動産の評価額が1億円まで…65,000円(税別)  
◎1億円を超えるもの5,000万円までごとに加算…10,000円(税別)

※司法書士報酬。登録免許税は含みません。  
※評価額のみを基準とした一例です。

### 生命保険



相続専門の  
ファイナンシャルプランナー  
西浦 大輔

#### 生命保険に関するご相談はお任せください。

【プロフィール】1972年大阪府堺市生まれ、30歳の時に上京。ヤフー株式会社で営業・コンサルティングを担当、2009年に外資系金融機関にヘッドハンティングされ今に至ります。相続に特化したコンサルティングを得意としており、相続対策だけでなく相続されたご家族のその後の生活設計など資金計画アドバイスも喜ばれています。人生100年時代、お客様皆様が安心していただけるようお手伝いいたします。

【趣味】 ドライブ、お家ごはん(食べる専門)

#### お役に立てる事例

- 生命保険のしくみを活用したい
- 相続で揉めないようにしたい
- 老後の生活費が心配
- 介護費用で家族に迷惑をかけたくない
- 子や孫に上手に贈与したい

#### 料金一例

相続や保険などのご相談についてコンサル料は一切かかりません。



# 相続税のこんな違いで**損**をする!?

**損**

相続対策のために贈与したつもりでいても、  
税務調査において「贈与にならない」と指摘されることもあります。

**損**

借金をして不動産を建築すれば相続税を下げられる効果を得られますが、  
将来利回が悪くなり借金返済ができなくなることもあります。

**損**

相続税対策により相続税は少なくなったが、  
所得税など他の税金が増えてしまうこともあります。

損をしないためには、相続だけではなく「所得税他の法律関係」  
「将来の生活プラン」など、全体を考えて相続対策を行います。



## ご相談は無料です!

まずは川崎葬儀社へ  
お気軽にお電話ください。

川崎葬儀社

相続無料相談サービス



# 0120-12-4940

お電話の際、「相続無料相談サービスを利用したい」とお伝えください。またご不明な点、ご質問等も承ります。

### ご相談の流れ

川崎葬儀社  
相続無料相談サービスへ  
お電話ください。

あなたの  
ご相談内容を丁寧に  
ヒアリングさせて  
いただきます。

相談内容に合わせて、  
各専門家をご紹介します  
いただきます。

各専門家とのご相談・  
お手続きの実行  
専門家に業務を依頼する場合のみ  
案件に応じて有料となります。



武蔵小杉駅より徒歩5分。中原区役所前

創業70年。地元の方から長年に渡って、厚い信頼を得ております。

## 株式会社川崎葬儀社

〒211-0063  
神奈川県川崎市中原区小杉町3丁目26  
tel : 0120-12-4940



ご葬儀等の事前相談、無料見積もり等、  
まずはお電話ください。